

令和3年度 第2回 枚方市国民健康保険運営協議会

(資 料)

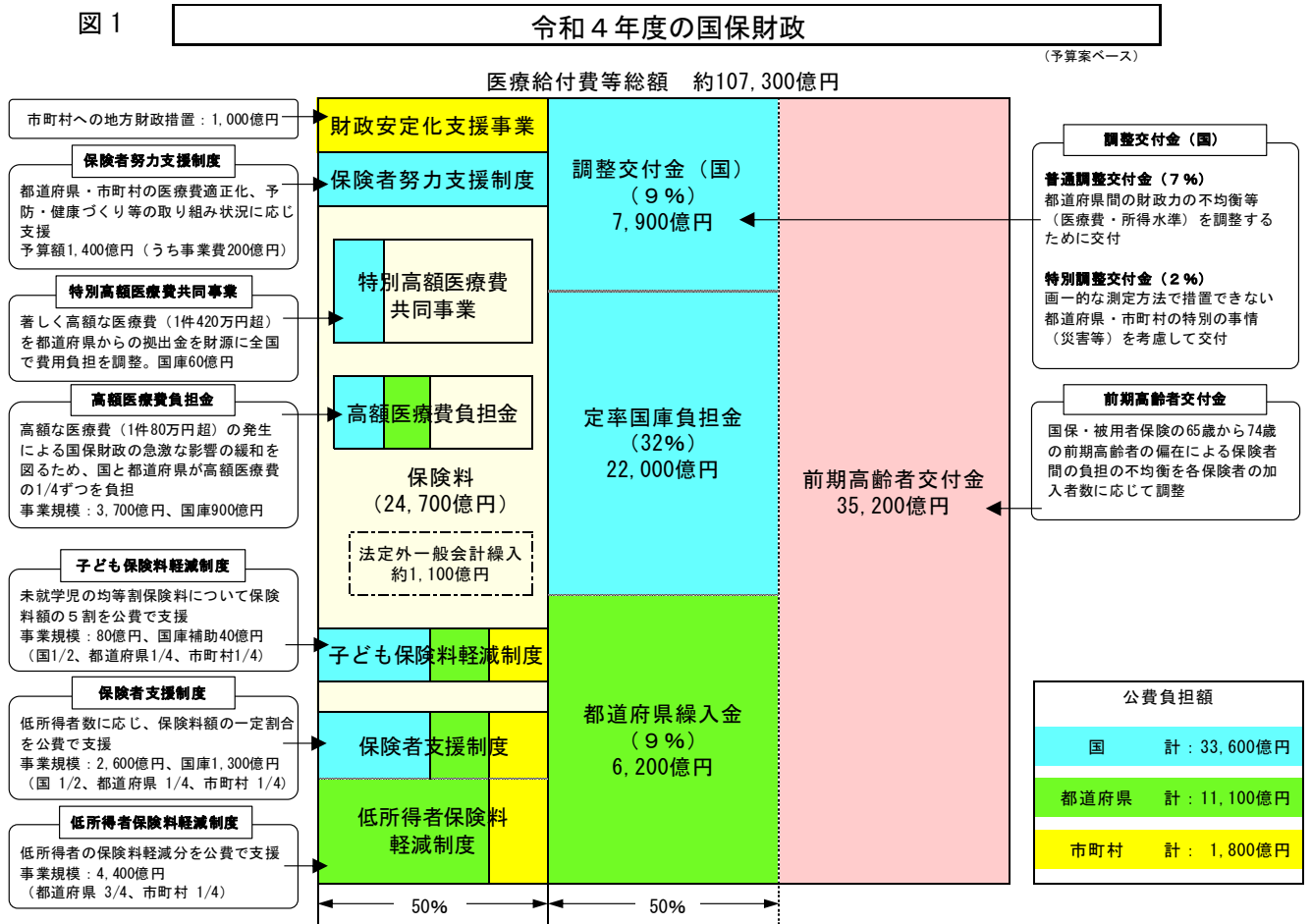
令和4年2月2日

枚方市 市民生活部 国民健康保険室

目 次

1. 市町村国保の財政構造について（令和4年度国予算ベース）	1
2. 国民健康保険特別会計の仕組み	1
3. 大阪府国民健康保険の状況	2
(1) 被保険者数	
(2) 保険給付費	
4. 市町村標準保険料率	3
5. 枚方市保険料率の算定	4
(1) 大阪府による算定における増減の要因	
(2) 保険料統一に向けた激変緩和措置等	
(3) 賦課総額について	
(4) 令和4年度 保険料率の算定	
(5) 所得階層別・世帯人数別保険料比較表	
6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例	9
(1) 低所得層の負担増への対応	
(2) 本市独自の軽減特例	
(3) 必要な財源と想定する軽減総額	
(4) 所得階層別・世帯人数別保険料比較表（軽減特例適用後）	
(5) 軽減特例適用前後の比較	
7. その他の保険料軽減措置	12
(1) 未就学児に係る均等割軽減の導入	
(2) 保険料の減免	
8. 令和4年度 保険料のモデルケース	13
9. 令和4年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算（案）	13
10. 令和4年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み	14
(1) 資格適正化の取り組み	
(2) 保険料徴収の取り組み	
(3) 保険給付適正化の取り組み	
(4) 保健事業推進の取り組み	

1. 市町村国保の財政構造について（令和4年度国予算ベース）

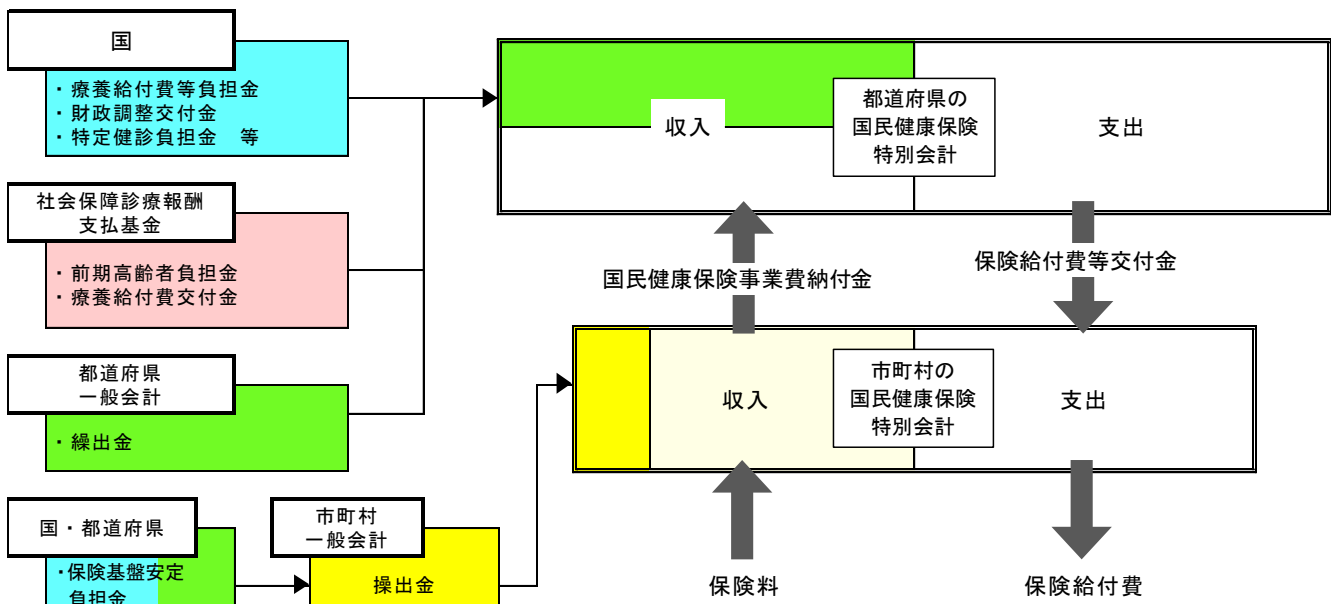


2. 国民健康保険特別会計の仕組み

平成30年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県と市町村はともに保険者となり、都道府県は財政運営の責任主体としての役割を担うこととなりました。

市町村は徴収した保険料等を都道府県へ事業費納付金として納付します。都道府県は各市町村から集まった事業費納付金等を財源として、各市町村へ保険給付に係る費用を交付金として交付します。

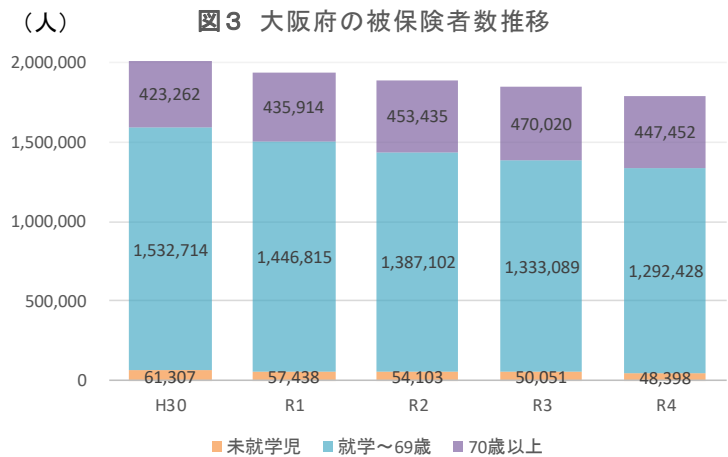
図2



3. 大阪府国民健康保険の状況

(1) 被保険者数

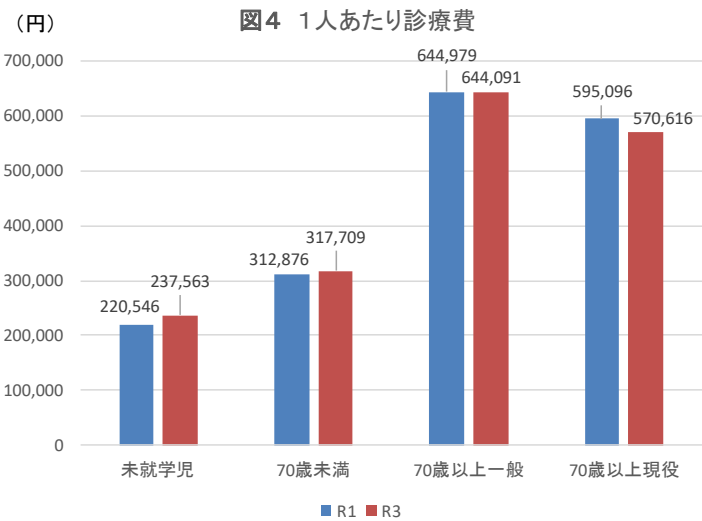
少子高齢化の影響により、これまで被保険者数全体としては減少傾向がある中で70歳以上の被保険者数は増加傾向を示していましたが、令和4年には団塊の世代である1947年生まれが、後期高齢者医療制度に移行することから、70歳以上を含む全区分において被保険者数は減少する見込みです。



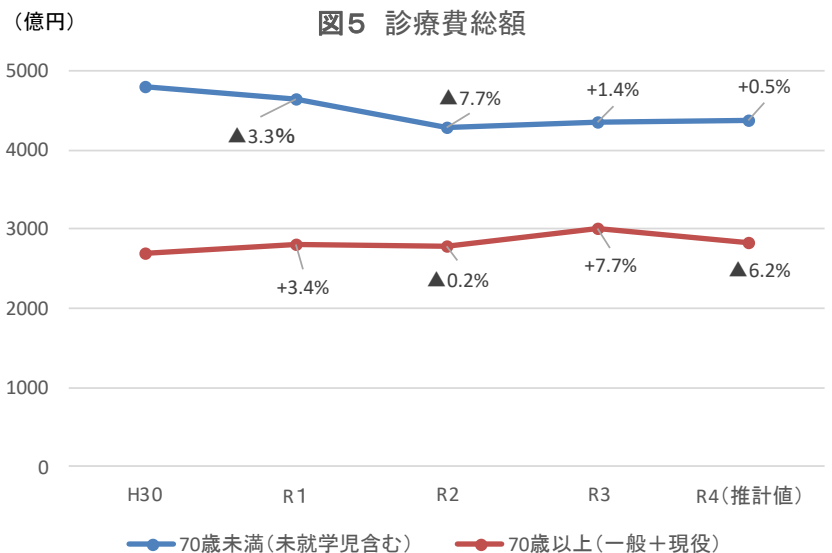
(2) 保険給付費

令和3年度はコロナ禍の診療控えから回復し、1人あたり診療費が全般的に伸びている状況ですが、未就学を含む70歳未満については特に大きく伸びており、コロナ禍前の令和元年度を越える伸びとなっている一方で、70歳以上についてはそこまでの大きな伸びとはなっていません。

そのため、この傾向を反映した令和4年度推計においては、被保険者全体の約7割を占める70歳未満の診療費総額は、被保険者数の減少が鈍化傾向にある中で、1人あたり診療費の伸びが反映された結果、前年度比約0.5%の増となっています。



一方、1人あたり診療費が約2倍となる70歳以上の被保険者については、これまで被保険者数の増加により診療費総額も増加傾向が続いており、全体の1人あたり診療費の主な増加要因となっていました。令和4年より団塊世代が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、70歳以上の被保険者数が減少に転じることから、令和4年度は70歳以上の診療費総額は前年度比約6.2%の減少となっています。



4. 市町村標準保険料率

大阪府国民健康保険特別会計の医療給付費等分の財源は、右の図のように構成されています。

後期高齢者支援金等分及び介護納付金分についても同様に、国から示された係数をもとに推計した後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に必要な経費から公費等を控除し、市町村が納める国民健康保険事業費納付金を算定しています。

大阪府は、市町村が国民健康保険事業費納付金を納めるために保険料として集める必要がある額を勘案し、「市町村標準保険料率」を示します。大阪府においては、離島やへき地がないなど医療環境の格差が小さいこと、市町村間の医療費水準に大きな格差がないことから、被保険者間の負担の公平化を図るため、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、令和6年度に市町村標準保険料率に統一します。令和3年度においては、43市町村中13市町が統一保険料率を採用しています。

図6 令和4年度大阪府国保特別会計の概況

単位：億円

医療給付費等総額：6,442

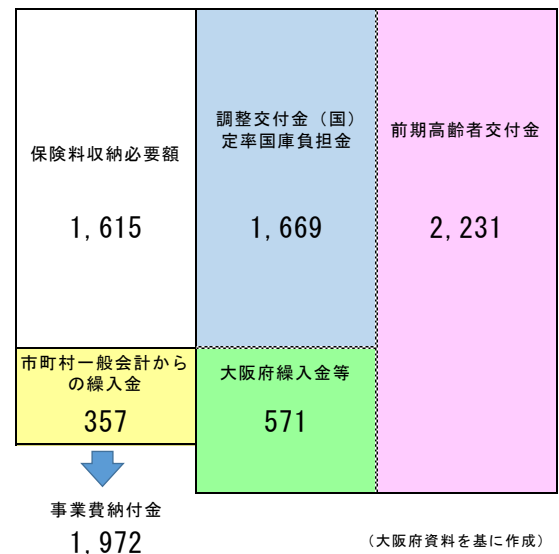


表1 大阪府内全体の国民健康保険事業費納付金等算定結果

	事業費納付金(A)	一般会計からの繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分*	197,203,225,818円	35,701,904,852円	161,501,320,966円	
支援金分	54,444,392,639円	6,416,752,494円	48,027,640,145円	
介護分	20,858,521,802円	2,501,248,846円	18,357,272,956円	
一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
1,788,278人	599,554人	1,182,896世帯	913,488,862,897円	147,786円

*この資料では、保険料の賦課額のうち基礎賦課額に係るものを「医療分」、後期高齢者支援金等額に係るものを「支援金分」、介護納付金額に係るものを「介護分」と表記しています。

1人当たり保険料収納必要額は、(医療分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(支援金分の保険料収納必要額÷一般被保険者数)+(介護分の保険料収納必要額÷介護2号被保険者数)の式により求めた算定上の額です。

表2 令和4年度市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率)

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	8.71%	31,854円	32,105円	63万円
支援金分	2.66%	9,426円	9,500円	19万円
介護分	2.48%	18,306円	—	17万円

表3 (参考：令和3年度市町村標準保険料率(大阪府統一保険料率))

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	1人当たり 保険料収納 必要額
医療分	8.62%	30,640円	31,870円	63万円	
支援金分	2.73%	9,478円	9,858円	19万円	
介護分	2.47%	18,213円	—	17万円	142,845円

5. 枚方市保険料率の算定

大阪府による本市の事業費納付金等の算定結果は、次のとおりです。

表4 令和4年度枚方市事業費納付金等算定結果

	事業費納付金(A)	一般会計からの繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	
医療分	8,513,419,636円	1,542,988,938円	6,970,430,698円	
支援金分	2,352,643,643円	277,340,615円	2,075,303,028円	
介護分	815,903,988円	100,555,323円	715,348,665円	
一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
76,037人	23,489人	49,425世帯	40,433,942,064円	149,420円

1人当たり保険料収納必要額が、大阪府全体の算定結果より多くなっています。これは、枚方市の被保険者の所得額が大阪府全体の平均よりも高いことが要因です。

表5 (参考：令和3年度枚方市事業費納付金等算定結果)

	激変緩和措置前 事業費納付金(A)	一般会計からの繰入金等(B)	保険料収納必要額(A-B)	激変緩和措置後* 保険料収納必要額
医療分	8,513,668,592円	1,598,477,972円	6,915,190,620円	6,328,573,500円
支援金分	2,436,300,016円	286,325,635円	2,149,974,381円	2,140,055,700円
介護分	831,295,540円	117,498,402円	713,797,138円	713,797,138円
一般被保険者数	介護2号被保険者数	一般世帯数	所得総額(医療分)	1人当たり保険料収納必要額
79,232人	23,606人	49,561世帯	40,747,619,896円	144,651円
				1人当たり保険料収納必要額
				137,122円

*令和3年度は、医療分と支援金分で合計596,535,801円の激変緩和措置財源を充てています。

本市の保険料率を令和6年度に市町村標準保険料率に統一するにあたり、令和5年度までの間は保険料が急激に増加することがないように、大阪府及び本市において激変緩和措置を講じます。

(1) 大阪府による算定における増減の要因

大阪府による保険料率の算定においては、以下のような増減の要因が挙げられています。

- ① 保険給付費の増加
 - ・ コロナ禍の診療控えからの回復により、1人あたりの診療費が全般的に伸びている
 - ・ 特に未就学児を含む70歳未満については、コロナ禍前を超える伸びを示している
 - ・ 一方で、70歳以上については大きな伸びにはなっていない
- ② 後期高齢者支援金及び介護納付金の支出増加
 - ・ 高齢化の進展、団塊世代の移行等により、1人あたり848円増加
 - ・ 介護給付費が全国的に増加傾向にあることから、1人あたり1,418円増加
- ③ 70歳以上被保険者数の減少
 - ・ 団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行することによる、被保険者数の減少
 - ・ 被保険者数全体についても、社会保険の拡大適用や、少子高齢化により減少傾向

(2) 保険料統一に向けた激変緩和措置等

ア. 前年度繰越金等の活用について

令和3年度決算見込みによる繰越見込み額の一部及び大阪府からの交付額を激変緩和措置として事業費納付金の財源に充て、保険料率を抑制します。

表 6 激変緩和措置後の保険料収納必要額

	事業費納付金	一般会計からの繰入金等	府交付予定額・前年度繰越金等	保険料収納必要額	1人当たり保険料収納必要額
医療分	8,513,419,636円	1,542,988,938円	332,487,766円	6,637,942,932円	
支援金分	2,352,643,643円	277,340,615円	0円	2,075,303,028円	
介護分	815,903,988円	100,555,323円	0円	715,348,665円	
合計	11,681,967,267円	1,920,884,876円	332,487,766円	9,428,594,625円	
					145,047円*

*1人当たり保険料収納必要額は、表4の算定結果と比べて4,373円の引き下げとなります。

イ. 予定収納率の設定について

市町村標準保険料率の算定に大阪府が用いた本市の予定収納率は、92.58%ですが、保険料負担の公平性を確保することと、予定収納率を高く設定することで賦課総額が小さくなり、1人当たり保険料額の抑制につながることから、本市の実績収納率が年々向上していることを踏まえ、令和4年度の予定収納率は94.20%とします。

賦課総額とは、被保険者に負担いただく保険料額の総額で、低所得世帯の軽減措置などを適用する前の額です。

表 7 収納率の推移（一般被保険者現年度分）

平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 予定収納率	令和4年度 予定収納率(案)
91.95%	92.65%	93.14%	94.00%	94.20%
市町村標準保険料収納率		91.59%	91.96%	92.58%

予定収納率を94.20%に設定することにより、賦課総額は1億7,513万4千円、被保険者1人当たりでは2,303円低くなります。

表 8 収納率の設定による賦課総額の差

保険料収納必要額	賦課総額(C) (予定収納率 92.58%)	賦課総額(D) (予定収納率 94.20%)	賦課総額の差 (C-D)	被保険者1人 当たり差額
9,428,594,625円	10,184,267,255円	10,009,123,806円	175,143,449円	2,303円

ウ. 賦課割合の段階的変更

保険料は、所得割、被保険者均等割、世帯平等割の3方式で賦課します。百分率で表す賦課割合が所得割:均等割:平等割で50:30:20である場合、例えば賦課総額が10億円であるとすれば、所得割総額は5億円、均等割総額は3億円、平等割総額は2億円となります。この場合、均等割の額は3億円を被保険者数で除すことで求められます。同様に、平等割の額は2億

円を被保険者世帯数で除し、所得割の率は、5億円を被保険者世帯の所得総額で除すことで求めます。

本市における現行の賦課割合は、市町村標準保険料率に基づく割合との乖離が大きく、令和3年度は保険料率据置きの影響が及ぶことにより部分的に乖離が拡大しましたが、令和4年度以降、令和6年度の保険料率統一までに段階的に変更します。

表9 枚方市の保険料賦課割合

		所得割	均等割	平等割
令和元年度 枚方市賦課割合	医療分	52.0%	28.0%	20.0%
	支援金分	52.0%	28.0%	20.0%
	介護分	49.0%	51.0%	—
令和2年度 枚方市賦課割合	医療分	51.0%	29.0%	20.0%
	支援金分	51.0%	29.0%	20.0%
	介護分	48.0%	52.0%	—
令和3年度 枚方市賦課割合	医療分	50.96%	28.88%	20.16%
	支援金分	50.79%	28.99%	20.22%
	介護分	45.76%	54.24%	—
令和4年度（案） 枚方市賦課割合	医療分	49.5%	30.3%	20.2%
	支援金分	49.5%	30.3%	20.2%
	介護分	45.0%	55.0%	—
令和4年度 市町村標準保険料率	医療分	46.8%	32.2%	21.1%
	支援金分	47.1%	32.0%	20.9%
	介護分	44.4%	55.6%	—
令和5年度（想定） 枚方市賦課割合	医療分	48.0%	31.2%	20.8%
	支援金分	48.0%	31.2%	20.8%
	介護分	45.0%	55.0%	—

（3） 賦課総額について

保険料収納必要額を予定収納率で割り戻し、算出した賦課総額は次のとおりです。

表10 枚方市の保険料方式ごとの賦課総額

	保険料収納 必要額（E）	予定収 納率 （F）	賦課総額 （E ÷ F）	賦課割合		方式ごとの 賦課総額
医療分	6,637,942,932円	94.20%	7,046,649,000円	所得割	49.5%	3,488,091,255円
				均等割	30.3%	2,135,134,647円
				平等割	20.2%	1,423,423,098円
支援金分	2,075,303,028円	94.20%	2,203,082,000円	所得割	49.5%	1,090,525,590円
				均等割	30.3%	667,533,846円
				平等割	20.2%	445,022,564円
介護分	715,348,665円	94.20%	759,393,000円	所得割	45.0%	341,726,850円
				均等割	55.0%	417,666,150円

(4) 令和4年度 保険料率の算定

以上の諸条件を適用し、令和4年度の保険料率は次のように算定しました。予定収納率を高く設定したため支援金分の所得割・平等割は、令和3年度より引下げとなります。

表 11 令和4年度保険料率の算定

	方式ごとの 賦課総額内訳		賦課総額を除する数等		保険料率*
医療分	所得割	3,488,091,255 円	限度額控除後の総所得額	40,433,942,064 円	8.63%
	均等割	2,135,134,647 円	被保険者数見込	76,037 人	28,090 円
	平等割	1,423,423,098 円	世帯数見込	49,425 世帯	28,800 円
支援金分	所得割	1,090,525,590 円	限度額控除後の総所得額	39,746,163,162 円	2.75%
	均等割	667,533,846 円	被保険者数見込	76,037 人	8,780 円
	平等割	445,022,564 円	世帯数見込	49,425 世帯	9,010 円
介護分	所得割	341,726,850 円	限度額控除後の総所得額	13,806,733,129 円	2.48%
	均等割	417,666,150 円	介護2号被保険者数見込	23,489 人	17,790 円

*賦課総額を除した商において小数点以下第4位未満又は10円未満の端数は、切り上げます。

表 12 (参考：令和3年度保険料率の算定)

	方式ごとの 賦課総額内訳		賦課総額を除する数等		保険料率
医療分	所得割	3,430,895 千円	限度額控除後の総所得額	40,747,620 千円	8.42%
	均等割	1,944,353 千円	被保険者数見込	79,232 人	24,540 円
	平等割	1,357,277 千円	世帯数見込	49,561 世帯	27,390 円
支援金分	所得割	1,156,313 千円	限度額控除後の総所得額	40,236,311 千円	2.88%
	均等割	660,002 千円	被保険者数見込	79,232 人	8,330 円
	平等割	460,340 千円	世帯数見込	49,561 世帯	9,290 円
介護分	所得割	347,483 千円	限度額控除後の総所得額	14,034,758 千円	2.48%
	均等割	411,876 千円	介護2号被保険者数見込	23,606 人	17,450 円

表 13 令和3年度と令和4年度の保険料率の比較

		枚方市 (令和3年度)	枚方市 (令和4年度)	市町村標準保険料率
医療分+支援金分	所得割	11.30%	11.38%	11.37%
	均等割	32,870 円	36,870 円	41,280 円
	平等割	36,680 円	37,810 円	41,605 円
医療分+支援金分 +介護分	所得割	13.78%	13.86%	13.85%
	均等割	50,320 円	54,660 円	59,586 円
	平等割	36,680 円	37,810 円	41,605 円

(5) 所得階層別・世帯人数別保険料比較表

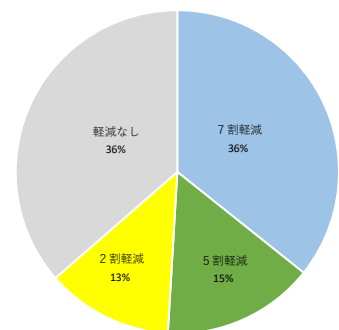
表14 医療給付費分・後期高齢者支援金等分および介護納付金分

(単位:円)

所得額 (単位:万円)	1人世帯					2人世帯					3人世帯				
	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減
	軽減		軽減			軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	25,900	7	27,600	1,700	7	41,000	7	43,900	2,900	7	50,900	7	55,100	4,200
45.0	5	46,100	5	48,800	2,700	5	71,300	5	76,200	4,900	5	87,700	5	94,600	6,900
70.0	5	80,500	5	83,500	3,000	5	105,700	5	110,800	5,100	5	122,200	5	129,300	7,100
71.5	5	82,600	5	85,600	3,000	5	107,800	5	112,900	5,100	5	124,300	5	131,400	7,100
95.0	2	141,100	2	145,900	4,800	5	140,200	5	145,400	5,200	5	156,600	5	163,900	7,300
100.0		165,400		171,300	5,900	5	147,000	5	152,400	5,400	5	163,400	5	170,900	7,500
115.0		186,100		192,100	6,000	2	208,900	2	217,400	8,500	5	184,200	5	191,600	7,400
128.5		204,700		210,800	6,100	2	227,500	2	236,000	8,500	5	202,700	5	210,300	7,600
132.0		209,500		215,600	6,100	2	232,300	2	240,900	8,600	2	258,600	2	270,400	11,800
147.0		230,100		236,400	6,300	2	253,100	2	261,700	8,600	2	279,300	2	291,200	11,900
150.0		234,300		240,700	6,400		284,600		295,300	10,700	2	283,500	2	295,400	11,900
167.0		257,800		264,200	6,400		308,000		318,800	10,800	2	306,900	2	318,900	12,000
184.5		281,800		288,500	6,700		332,200		343,000	10,800	2	331,000	2	343,100	12,100
199.0		301,800		308,500	6,700		352,100		363,200	11,100	2	351,000	2	363,200	12,200
202.0		306,000		312,800	6,800		356,300		367,300	11,000		389,100		404,200	15,100
237.0		354,100		361,300	7,200		404,600		415,900	11,300		437,400		452,700	15,300
276.0		408,000		415,200	7,200		458,200		469,900	11,700		491,000		506,800	15,800
316.0		463,000		470,600	7,600		513,400		525,300	11,900		546,300		562,200	15,900
356.0		518,100		526,200	8,100		568,500		580,800	12,300		601,400		617,700	16,300
436.0		628,500		637,000	8,500		678,700		691,700	13,000		711,600		728,600	17,000
520.0		744,100		753,400	9,300		794,500		808,100	13,600		827,300		845,000	17,700
610.0		868,200		878,300	10,100		913,000		926,700	13,700		938,400		962,300	23,900
655.0		926,400		940,500	14,100		951,700		973,100	21,400		976,300		990,000	13,700
705.0		969,300		988,100	18,800		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
905.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,305.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
2,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0

所得額 (単位:万円)	4人世帯					5人世帯				
	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減
	軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	60,700	7	66,100	5,400	7	70,600	7	77,100	6,500
45.0	5	104,100	5	113,100	9,000	5	120,600	5	131,500	10,900
70.0	5	138,600	5	147,600	9,000	5	155,000	5	166,100	11,100
71.5	5	140,700	5	149,800	9,100	5	157,100	5	168,200	11,100
95.0	5	173,000	5	182,300	9,300	5	189,500	5	200,800	11,300
100.0	5	179,900	5	189,300	9,400	5	196,300	5	207,800	11,500
115.0	5	200,600	5	210,100	9,500	5	217,100	5	228,500	11,400
128.5	5	219,200	5	228,700	9,500	5	235,600	5	247,200	11,600
132.0	5	224,100	5	233,600	9,500	5	240,500	5	252,100	11,600
147.0	5	244,700	5	254,400	9,700	5	261,200	5	272,800	11,600
150.0	5	248,800	5	258,600	9,800	5	265,200	5	277,000	11,800
167.0	2	333,200	2	348,500	15,300	5	288,700	5	300,600	11,900
184.5	2	357,300	2	372,700	15,400	5	312,800	5	324,800	12,000
199.0	2	377,300	2	392,800	15,500	2	403,600	2	422,300	18,700
202.0	2	381,400	2	396,900	15,500	2	407,700	2	426,400	18,700
237.0	2	429,600	2	445,400	15,800	2	456,000	2	474,900	18,900
276.0		524,000		543,700	19,700	2	509,700	2	529,000	19,300
316.0		579,200		599,100	19,900		612,000		635,900	23,900
356.0		634,200		654,600	20,400		667,100		691,400	24,300
436.0		744,400		765,500	21,100		777,300		802,300	25,000
520.0		860,100		881,900	21,800		893,100		918,700	25,600
610.0		962,900		990,000	27,100		987,500		990,000	2,500
655.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
705.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
905.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,305.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
2,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0

令和3年度 軽減世帯の割合



令和4年度 保険料率

医療分	賦課割合		保険料率		賦課限度額
	所得割	均等割	所得割	均等割	
医療分	49.50%	30.30%	8.63%	28,090円	630,000円
	20.20%	20.20%	28,800円	28,800円	
後期分	49.50%	30.30%	2.75%	8,780円	190,000円
	20.20%	20.20%	9,010円	9,010円	
介護分	45.00%	55.00%	2.48%	17,790円	170,000円

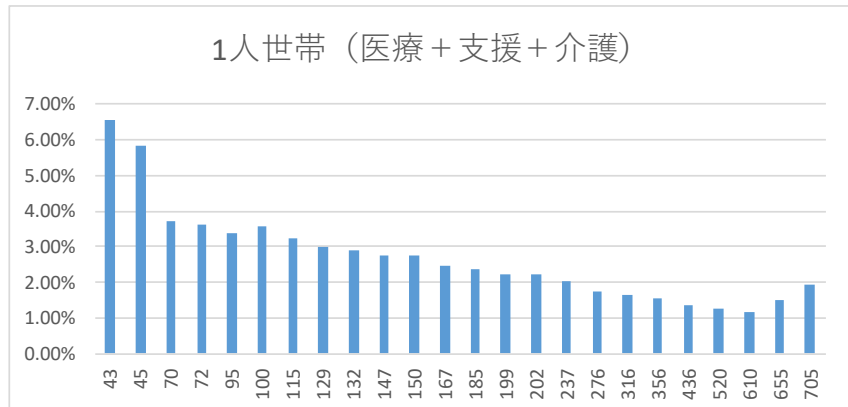
※所得者は世帯に1人と想定、3人目以降は医療分と支援金分のみ。

6. 低所得層に配慮した本市独自の軽減特例

(1) 低所得層の負担増への対応

これまで述べてきたとおり、令和6年度の保険料率統一に向けて激変緩和措置を講じた上で保険料率を算定しましたが、低所得層においては、前年度の保険料に対し大きいところでは7%近くも増額することがあります(図7参照。縦軸は保険料の増加率、横軸は所得階層)。

図7 令和3年度保険料に対する令和4年度保険料の増額の割合



そこで、令和4年度に限り、大阪府の激変緩和措置に係る交付金の一部を低所得層世帯の内、均等割軽減対象者の保険料に充てることで、負担軽減を図ります。

(2) 本市独自の軽減特例

低所得世帯に対してはその所得に応じて、当該世帯主に対して賦課する被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額しますが、その対象者に対して、下表のとおり軽減額を加算します。

表15 軽減特例の軽減額

対象となる軽減割合	加算する軽減額
7割	1,100円
5割	1,700円
2割	1,700円

(3) 必要な財源と想定する軽減総額

本市独自の軽減特例に充てる財源は、大阪府から激変緩和の経過措置としての交付を受ける予定の額約1億4千万円の一部を充てます。特例対象となる被保険者数を12月末時点での数値を用いて推計し、約6千8百万円を軽減の特例で必要な額と算出しています。

表16 軽減特例の必要額の推計

軽減割合	加算する軽減額	対象者数※	軽減に要する額	合計
7割	1,100円	24,006人	26,406,600円	68,172,200円
5割	1,700円	13,229人	22,489,300円	
2割	1,700円	11,339人	19,276,300円	

※12月末現在（賦課状況集計表より）

交付予定の額約1億4千万円から約6千8百万円を充てた残りは、事業費納付金に充てることで、保険料全体の抑制財源としています(表6参照)。

軽減特例を適用した所得階層別・世帯人数別保険料比較表を次ページに、さらに、適用前後の比較グラフを続いて掲載しています。

(4) 所得階層別・世帯人数別保険料比較表（軽減特例適用後）

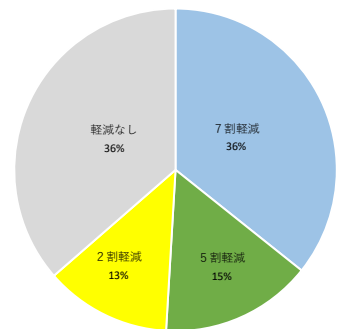
表17 医療給付費分・後期高齢者支援金等分および介護納付金分

(単位:円)

所得額 (単位:万円)	1人世帯					2人世帯					3人世帯				
	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減
	軽減		軽減			軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	25,900	7	26,500	600	7	41,000	7	41,700	700	7	50,900	7	51,800	900
45.0	5	46,100	5	47,100	1,000	5	71,300	5	72,800	1,500	5	87,700	5	89,500	1,800
70.0	5	80,500	5	81,800	1,300	5	105,700	5	107,400	1,700	5	122,200	5	124,200	2,000
71.5	5	82,600	5	83,900	1,300	5	107,800	5	109,500	1,700	5	124,300	5	126,300	2,000
95.0	2	141,100	2	144,200	3,100	5	140,200	5	142,000	1,800	5	156,600	5	158,800	2,200
100.0		165,400		171,300	5,900	5	147,000	5	149,000	2,000	5	163,400	5	165,800	2,400
115.0		186,100		192,100	6,000	2	208,900	2	214,000	5,100	5	184,200	5	186,500	2,300
128.5		204,700		210,800	6,100	2	227,500	2	232,600	5,100	5	202,700	5	205,200	2,500
132.0		209,500		215,600	6,100	2	232,300	2	237,500	5,200	2	258,600	2	265,300	6,700
147.0		230,100		236,400	6,300	2	253,100	2	258,300	5,200	2	279,300	2	286,100	6,800
150.0		234,300		240,700	6,400		284,600		295,300	10,700	2	283,500	2	290,300	6,800
167.0		257,800		264,200	6,400		308,000		318,800	10,800	2	306,900	2	313,800	6,900
184.5		281,800		288,500	6,700		332,200		343,000	10,800	2	331,000	2	338,000	7,000
199.0		301,800		308,500	6,700		352,100		363,200	11,100	2	351,000	2	358,100	7,100
202.0		306,000		312,800	6,800		356,300		367,300	11,000		389,100		404,200	15,100
237.0		354,100		361,300	7,200		404,600		415,900	11,300		437,400		452,700	15,300
276.0		408,000		415,200	7,200		458,200		469,900	11,700		491,000		506,800	15,800
316.0		463,000		470,600	7,600		513,400		525,300	11,900		546,300		562,200	15,900
356.0		518,100		526,200	8,100		568,500		580,800	12,300		601,400		617,700	16,300
436.0		628,500		637,000	8,500		678,700		691,700	13,000		711,600		728,600	17,000
520.0		744,100		753,400	9,300		794,500		808,100	13,600		827,300		845,000	17,700
610.0		868,200		878,300	10,100		913,000		926,700	13,700		938,400		962,300	23,900
655.0		926,400		940,500	14,100		951,700		973,100	21,400		976,300		990,000	13,700
705.0		969,300		988,100	18,800		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
905.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,305.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
2,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0

所得額 (単位:万円)	4人世帯					5人世帯				
	令和3年度		令和4年度		増減	令和3年度		令和4年度		増減
	軽減		軽減			軽減		軽減		
43.0	7	60,700	7	61,700	1,000	7	70,600	7	71,600	1,000
45.0	5	104,100	5	106,300	2,200	5	120,600	5	123,000	2,400
70.0	5	138,600	5	140,800	2,200	5	155,000	5	157,600	2,600
71.5	5	140,700	5	143,000	2,300	5	157,100	5	159,700	2,600
95.0	5	173,000	5	175,500	2,500	5	189,500	5	192,300	2,800
100.0	5	179,900	5	182,500	2,600	5	196,300	5	199,300	3,000
115.0	5	200,600	5	203,300	2,700	5	217,100	5	220,000	2,900
128.5	5	219,200	5	221,900	2,700	5	235,600	5	238,700	3,100
132.0	5	224,100	5	226,800	2,700	5	240,500	5	243,600	3,100
147.0	5	244,700	5	247,600	2,900	5	261,200	5	264,300	3,100
150.0	5	248,800	5	251,800	3,000	5	265,200	5	268,500	3,300
167.0	2	333,200	2	341,700	8,500	5	288,700	5	292,100	3,400
184.5	2	357,300	2	365,900	8,600	5	312,800	5	316,300	3,500
199.0	2	377,300	2	386,000	8,700	2	403,600	2	413,800	10,200
202.0	2	381,400	2	390,100	8,700	2	407,700	2	417,900	10,200
237.0	2	429,600	2	438,600	9,000	2	456,000	2	466,400	10,400
276.0		524,000		543,700	19,700	2	509,700	2	520,500	10,800
316.0		579,200		599,100	19,900		612,000		635,900	23,900
356.0		634,200		654,600	20,400		667,100		691,400	24,300
436.0		744,400		765,500	21,100		777,300		802,300	25,000
520.0		860,100		881,900	21,800		893,100		918,700	25,600
610.0		962,900		990,000	27,100		987,500		990,000	2,500
655.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
705.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
905.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,305.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
1,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0
2,805.0		990,000		990,000	0		990,000		990,000	0

令和3年度 軽減世帯の割合



令和4年度 保険料率

	賦課割合	保険料率		賦課限度額
		所得割	均等割	
医療分	所得割	49.50%	8.63%	630,000円
	均等割	30.30%	28,090円	
	平等割	20.20%	28,800円	
後期分	所得割	49.50%	2.75%	190,000円
	均等割	30.30%	8,780円	
	平等割	20.20%	9,010円	
介護分	所得割	45.00%	2.48%	170,000円
	均等割	55.00%	17,790円	

※所得者は世帯に1人と想定、3人目以降は医療分と支援金分のみ。

(5) 軽減特例適用前後の比較

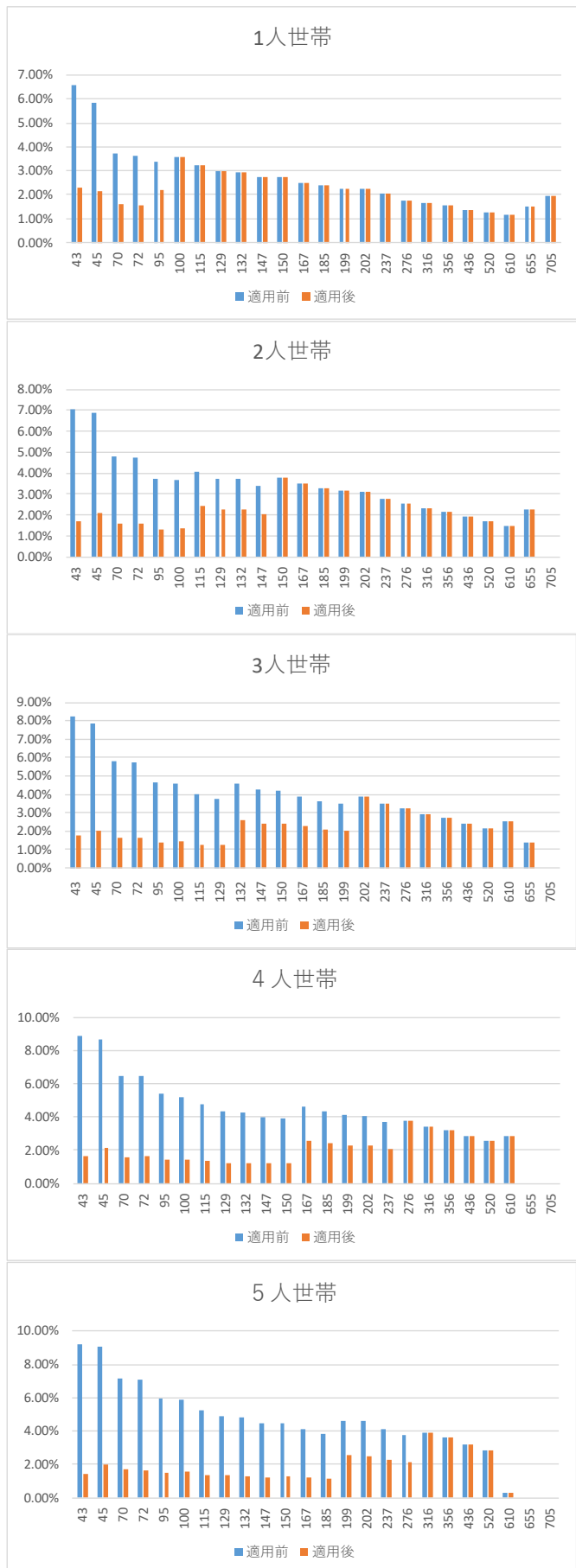
8ページの「所得階層別・世帯人数別保険料比較表」(以下、「比較表」といいます)と、前ページの比較表(軽減特例適用後)の保険料増減額を百分率に置き換えてグラフにして示したのが右の「図8」です。縦軸が保険料の増加率、横軸が所得階層です。

全ての所得階層において保険料は増額傾向にありますが、軽減特例を適用することで、低所得層で特に増していた割合を抑制できることが見てとれます。

具体例として、介護2号被保険者の1人世帯で所得が43万円の場合、6.56%増加していた保険料が、軽減特例を適用することで、2.32%まで増加率を縮減することができます。

介護2号被保険者の2人と子ども1人の3人世帯では、同じく所得43万円の場合、8.25%から1.77%まで大きく縮減できます。

図8 軽減特例適用前後における保険料増加率の比較



7. その他の保険料軽減措置

(1) 未就学児に係る均等割軽減の導入

令和4年度の保険料から導入される未就学児に係る均等割軽減は、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国・地方の取組みとして実施するもので、世帯の所得に関わらず全世帯の未就学児に係る均等割保険料について、その5割を公費により減額するものです。低所得軽減が適用される世帯の未就学児の場合、軽減後の額の5割がさらに軽減されます。例えば7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を軽減することから、8.5割軽減となります。

減額した額の総額は一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れされますが、繰入額の2分の1は国が負担し、4分の1は都道府県の負担となります。

図9 未就学児の均等割軽減のイメージ

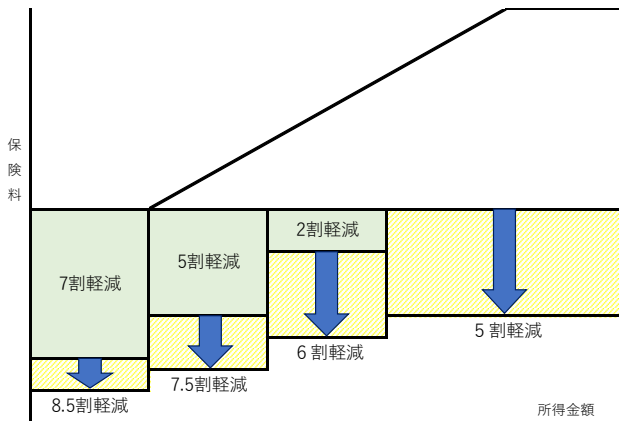


表18 18歳以下被保険者の人数

区分	人数
内6歳以下 (未就学児)	1,887人
18歳以下	3,598人

※人数は令和3年12月末現在

(2) 保険料の減免

大阪府国民健康保険運営方針に基づく減免を実施します。

また、本市独自の児童扶養減免については、令和4年度及び5年度はその対象から未就学児を除き、令和6年度の保険料統一時に廃止します。

【児童扶養減免の概要】

前年総所得金額等が450万円以下かつ18歳以下の被扶養者がいる世帯について、次のとおり所得割から減額または免除する。

① 所得割額が1万円超の場合

世帯の被扶養者数及び前年総所得金額等				減免率
1人	2人	3人	4人以上	
100万円以下	150万円以下	200万円以下	250万円以下	30%
100万円超	150万円超	200万円超	250万円超	25%
150万円以下	200万円以下	250万円以下	300万円以下	
150万円超	200万円超	250万円超	300万円超	20%
200万円以下	250万円以下	300万円以下	350万円以下	
200万円超	250万円超	300万円超	350万円超	15%
250万円以下	300万円以下	350万円以下	400万円以下	
250万円超	300万円超	350万円超	400万円超	10%
300万円以下	350万円以下	400万円以下	450万円以下	

② 所得割額が3,000円を超え1万円以下である場合 3,000円

③ 所得割額が3,000円以下である場合 当該年度の所得割額

8. 令和4年度 保険料のモデルケース

表 19

◆40代夫婦と子ども2人の4人世帯(収入ありは1人、子ども1人は未就学児)

給与収入	980,000円	給与収入	1,500,000円	給与収入	2,400,000円
所得額	430,000円	所得額	950,000円	所得額	1,600,000円
R 3	60,800円	R 3	173,100円	R 3	323,600円
R 4 案	56,200円	R 4 案	166,300円	R 4 案	317,100円
R 4 標準	61,100円	R 4 標準	174,200円	R 4 標準	325,500円
7割軽減該当		5割軽減該当		2割軽減該当	

◆65歳以上夫婦2人世帯

(公的年金平均受給額=国民年金 68 万円、厚生年金(男)204 万円、厚生年金(女)131 万円)

夫婦とも国民年金受給

夫：厚生年金、妻：国民年金受給

現役並み所得者

年金収入	1,360,000円	年金収入	2,720,000円	年金収入	5,270,000円
所得額	0円	所得額	940,000円	所得額	2,905,000円
R 3	30,600円	R 3	108,700円	R 3	358,200円
R 4 案	31,100円	R 4 案	110,400円	R 4 案	365,800円
R 4 標準	37,200円	R 4 標準	120,000円	R 4 標準	381,600円
7割軽減該当		5割軽減該当		軽減なし	

※公的年金平均受給額は「令和2年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」(厚生労働省年金局)を基に算定

9. 令和4年度 枚方市国民健康保険特別会計 当初予算(案)

表 20

(歳入)

(単位：千円)

(歳出)

(単位：千円)

款	R4 当初(案)	対前年比
1.保険料	7,633,397	△276,761
2.府支出金	30,517,693	△216,245
3.繰入金	3,562,869	339,346
4.諸収入	1,229,941	△212,440
5.財産収入	100	100

款	R4 当初(案)	対前年比
1.総務費	606,820	863
2.保険給付費	29,828,874	△189,229
3.共同事業拠出金	10	0
4.保健事業費	384,356	△22,339
5.国保事業費納付金	11,681,968	△99,298
6.公債費	2,000	0
7.諸支出金	30,600	△20,000
8.予備費	409,272	△36,097
9.基金積立金	100	100

歳入合計	42,944,000	△366,000
------	------------	----------

歳出合計	42,944,000	△366,000
------	------------	----------

10. 令和4年度 国民健康保険制度の適正な運営に向けた本市の取り組み

(1) 資格適正化の取り組み

郵送戻り等を契機に不現住と認定した者の住民票職権削除依頼と職権による資格消除の実施による資格の適正化を図ります。

日本年金機構から提供される国民年金被保険者情報の取得、喪失情報を活用し、国民健康保険の資格に関する届出がない被保険者へ働きかけを行うなど、資格適正化の取り組みを進めていきます。

(2) 保険料徴収の取り組み

保険料の公平負担の観点から、令和4年度の現年度目標徴収率を94.2%（大阪府から示された標準徴収率は92.58%）とし、滞納繰越分を含めた収納率向上を図るため、下記の取り組みを進めます。

- ① 確実な徴収方法である口座振替を促進するため、新規加入者への口座振替申し込みを奨励するインセンティブを付与する事業を令和3年度に続き実施します。
- ② 滞納早期においてスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）及びコールセンターによる電話催告を通じて、新たな滞納繰越の防止に努めます。
- ③ 過年度滞納者への催告書の送付を漏れなく行い、分割納付の履行監視を適切に行うことで、納付義務者の納付意識の低下に歯止めをかけるとともに、滞納繰越分の収納率の向上を目指します。
- ④ 預金や生命保険、給与等の債権を主とした差押執行や交付要求などの滞納処分を積極的に実施します。
- ⑤ 債権回収課や納税課との組織的な徴収体制の連携強化を図っていきます。
- ⑥ スマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）による催告に一定の徴収効果が見られたことから、令和4年度は範囲を拡大して取り組みます。
- ⑦ 滞納者の資力の有無を明らかにする金融機関等への財産調査を積極的に実施します。財産調査はこれまで紙媒体による調査でしたが、CSVファイルによる電子照会が今後拡大すると予測される流れを受け、府内で先駆けてLGWAN回線を利用した電子照会に取り組み、滞納処分の増加に繋げていきます。
- ⑧ 滞納整理に関する各種研修会に積極的に職員を派遣し、様々な債権の差し押さえや取り立てに関する知識の向上やスキルアップを目指します。

(3) 保険給付適正化の取り組み

社会保険加入後に国保被保険者証を用いて受療したケース等で発生した保険給付（療養給付費返還金）については、オンライン資格確認が令和3年10月に導入されたことにより、発生件数は減少傾向にあります。これまで同様文書・電話・訪問による催告とともに、保険者間調整の利用を積極的に案内し、発生初期の段階での回収を目指します。その上で回収困難な案件は、本市の債権回収担当部署、本市弁護士職員と連携し、弁護士名を入れた催告書の送付、裁判手続きによる差押などに取り組みます。

レセプト点検については、委託業者と本市独自の点検員による二次審査を充実させ、前年度を上回る財政効果が得られるよう努めます。令和3年度からは、委託業者と本市点検員・職員が毎月打ち合わせを行い、レセプト点検に関する最新の情報や、関係機関

からの通知等を共有し、方針を決めたうえで、協力して効果的なレセプト点検を目指しています。

柔道整復療養費及びあはき療養費については、令和3年度から、さらに重点的に取り組むため、専門業者に内容点検の業務委託を行っています。令和4年度においても、多部位・長期又は頻度が高いなど疑義のある申請について、施術患者に対しては照会文書や啓發文書の送付を行い、施術所に対しては請求内容の確認を行ったうえで申請書の返戻処理を行うなど、適正受診の強化に努めます。

第三者行為求償事務については、引き続き大阪府国保連合会に求償事務を委託するとともに、市独自求償の取組強化や傷病届の提出勧奨に取り組むとともに、医療機関や保健所等の関係機関や損害保険会社等との連携・協力関係を強化し、引き続き、傷病届の第三者行為による傷病の早期把握に努めます。

外国人被保険者に係る不正受給防止のため、海外療養費や高額療養費の支給申請時における在留資格等の本人確認や、海外出産に係る出産育児一時金の申請にあっては出生事実の確認を徹底し、適正な給付に努めます。

ジェネリック医薬品の普及に関しては、利用した場合の自己負担額軽減効果を示した啓発を引き続き行い、使用割合の政府目標である80%を超えることを目指します。

(4) 保健事業推進の取り組み

「第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画(中間評価)」を踏まえ、主な取り組みである特定健康診査受診率・特定保健指導利用率の向上、糖尿病や糖尿病性腎症・高血圧等の重症化予防、その他重複頻回受診者保健指導等における保健事業について引き続き目標達成に向けて努めます。

特定健康診査未受診者に対する受診勧奨については、令和3年10月に大阪大学と「効果的な健診等の運営・実施に関する研究にかかる協定」を締結し、大阪大学において、受診状況や受診勧奨における取組についての分析を実施しております。令和4年度は分析結果を反映した受診勧奨を実施してまいります。

特定保健指導利用促進事業として、特定保健指導未利用者を対象に体験型イベントを実施し、イベント当日に特定保健指導を行うことにより、利用促進を図ります。

糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和3年度に実施している糖尿病治療中断者への訪問を引き続き行います。また、市内の糖尿病専門医及び腎臓内科専門医と連携しながら糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者に向けた講座を引き続き実施します。

令和3年10月より30歳～39歳を対象に日曜日健診にて開始した「30歳からの国保健診」は、毎回定員を超える申し込みがあり、必要な方へ保健指導を実施しています。引き続き、健診受診の習慣化及び早期からの生活習慣病予防を目指し取り組んでまいります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においても、健診実施機関において十分な感染対策をしたうえで実施するとともに、安心して受診いただけるよう周知に努めてまいりました。引き続きコロナ下においても被保険者の健康保持増進、生活習慣病の早期発見、重症化予防のための取組を継続してまいります。